

平成29年監査公表第5号

地方自治法第199条第4項に基づき平成29年度定例監査（第1回）を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年11月7日

扶桑町監査委員 岩本 幸松

扶桑町監査委員 佐藤 智恵子

平成29年度定例監査（第1回）報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

平成29年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監査日時	監査対象課等	備考
10月30日 9:30～	総務課、政策調整課	
15:00～	総評	
31日 9:30～	税務課、議会事務局、会計室 監査委員事務局	
15:00～	総評	
11月2日 9:30～	土木課、都市整備課	
15:00～	総評	
6日 9:30～	産業環境課	
15:00～	総評	

4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、共通事項として、平成28年度決算審査における意見から、長時間外勤務軽減への対策、事務処理の怠り、誤りを無くすための検証の方法及び対策について聞き取りを行いました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。指摘事項は特にありません。

6. 監査意見

今回実施された定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、契約等における対応事務について、契約業者又は下請け業者の資格認定証や一般建設業許可書の有効期限が契約期間内に切れている写しが添付されていたり、土地売買契約の件において、調定が契約時に作成されておらず、契約金納入日についても契約日から11ヶ月経過した翌年度にあったことなど一部指導するところはあったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

また、共通事項について各課聞き取りから、長時間外勤務軽減への対策として、グループの事務量の均衡見直しを行ったり、臨時職員の対応を検討するなど職員の意識改革が見えてきています。事務処理の怠り、誤りを無くすための検証の方法及び対策については、グループ単位で月1回程度執行計画に基づく進捗状況の確認やこれから着手する業務の確認をしている課など、対策への取組を実践していることが確認できました。最後に、上半期を経過した今回の監査での意見を参考にいただき、書類の誤りを今一度再確認していただくとともに、今後予定される事業に対しては、チェック体制を強化及び経費支出の効率化に配慮し、特に調定に関する事務については、漏れの無いよう、適正に継続されるよう努めて下さい。

